

令和3年度 東京二十三区清掃一部事務組合 職員（技能VI）募集案内

令和3年6月24日
東京二十三区清掃一部事務組合

1 募集職種・採用予定数・勤務予定先 等

職種	採用時の職務の級	採用予定数	勤務予定先	主な職務内容
技能VI	1級職主事	9名程度	東京二十三区内の清掃工場等	清掃工場等における設備の維持管理・機器の操作等

2 採用予定時期

令和4年4月1日以降

3 受験資格

- ・ 国籍及び性別を問わず（※1）、昭和62年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方（令和4年4月1日現在18歳以上35歳未満）
- ・ 東京23区内の区域内に通勤可能な方
- ・ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号（※2）に該当しない方
- ・ 活字印刷文による出題に対応できる方
- ・ 現に東京二十三区清掃一部事務組合の正規職員でない方

※1 日本国籍以外の場合は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

※2 （地方公務員法第16条）次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選考方法・日程等

(1) 第一次選考

選考方法	教養試験	五肢択一式により60分間行います。 《出題内容》 社会・人文及び自然に関する一般常識、国語・英語を中心とした言語能力、数的能力を問うもの【50題】
	専門試験	記述式により90分間行います。 《出題内容》 用語説明問題【2題】 工業高校卒業程度の機械・電気に関する知識を問うもの 作文【1題】 課題式(800字程度)
選考実施日	令和3年8月21日(土)	会場、時間等の詳細は、受験票交付の際にお知らせします。
選考会場・時間	東京区政会館(予定)	
結果発表	令和3年10月上旬(予定) ※合否にかかわらず、第一次選考受験者全員に通知します。	

(2) 第二次選考

第一次選考合格者に対して、次により行います。

選考方法	口述試験	人物及び職務関連の知識について個別面接により行います。
	体力測定	握力及び背筋力測定を行います。
選考実施日	令和3年10月中旬(予定)	選考日、会場、時間等の詳細は、第一次選考結果と併せて通知します。
選考会場・時間	東京区政会館(予定)	
最終合格発表	令和3年11月上旬(予定) ※合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。	

5 申込手続等

(1) 必要書類

所定の申込書(横ペン書。3か月以内に撮影した写真(4cm×3cm)を貼付)

※ 申込書は、東京二十三区清掃一部事務組合のホームページからもダウンロードできます。(A4サイズの白紙に印刷してください。感熱紙不可)

(2) 申込方法

- ・ 受付期間 令和3年6月25日(金)～令和3年7月21日(水)(当日消印有効)
- ・ 郵送方法 簡易書留

※ 簡易書留によらないものの郵送事故については責任を負いかねます。

- ・ 郵送先 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館14階
東京二十三区清掃一部事務組合 総務部職員課人事係 宛て
- ※ 封筒には「職員（技能VI）採用選考申込書在中」と朱書きしてください。
- ※ 申込書類等の返却は応じかねますので、予めご了承下さい。

（3）受験票の交付

申込者全員に郵送します。令和3年8月12日（木）までに届かない場合には下記にお問い合わせください。

（4）問合せ先

東京二十三区清掃一部事務組合 総務部職員課人事係

【所在地】 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館14階

【電話】 03-6238-0654（直通）【FAX】 03-6238-0660

【ホームページ】 <https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

※ 選考内容及び結果についての問合せには応じられません。

6 勤務条件等

（1）初任給

【20歳】 約178,100円 【30歳】 約209,300円

※ この初任給は、令和3年4月1日現在のもので、地域手当を含みます。

※ このほか、条例の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

※ 給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

（2）勤務時間及び週休日（清掃工場の例）

係名	勤務時間	週休日
整備係	午前8時30分～午後5時15分	日曜日及び4週間ごとに4日
技術係	午前8時30分～午後5時15分 (受付部門 午前8時～午後4時45分)	6週間ごとに12日
運転係	日勤：午前8時30分～午後5時15分 夜勤：午後4時00分～午前9時30分	4週間ごとに8日

（3）休暇等

1年間を通じて20日の年次有給休暇があります。このほか、夏季休暇、慶弔休暇、介護休暇、妊娠出産休暇、育児休業制度等があります。

東京二十三区清掃一部事務組合

平成12年度より特別区（東京23区）の清掃事業は、東京都から特別区に移管され、その際、ごみの中間処理（焼却・破砕処理等）は特別区が共同で行うこととなりました。「東京二十三区清掃一部事務組合」は、この共同処理を担う機関として特別区が共同で設立した特別地方公共団体です。

《本庁舎》

No	所在地
1	千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館12～14階

《清掃工場等》

No	名称	所在地
1	中央清掃工場	中央区晴海五丁目2番1号
2	港清掃工場	港区港南五丁目7番1号
3	北清掃工場	北区志茂一丁目2番36号
4	品川清掃工場	品川区八潮一丁目4番1号
5	目黒清掃工場	目黒区三田二丁目19番43号
6	大田清掃工場	大田区京浜島三丁目6番1号
7	多摩川清掃工場	大田区下丸子二丁目33番1号
8	世田谷清掃工場	世田谷区大蔵一丁目1番1号
9	千歳清掃工場	世田谷区八幡山二丁目7番1号
10	渋谷清掃工場	渋谷区東一丁目35番1号
11	杉並清掃工場	杉並区高井戸東三丁目7番6号
12	豊島清掃工場	豊島区上池袋二丁目5番1号
13	板橋清掃工場	板橋区高島平九丁目48番1号
14	練馬清掃工場	練馬区谷原六丁目10番11号
15	光が丘清掃工場	練馬区光が丘五丁目3番1号
16	墨田清掃工場	墨田区東墨田一丁目10番23号
17	新江東清掃工場	江東区夢の島三丁目1番1号
18	有明清掃工場	江東区有明二丁目3番10号
19	足立清掃工場	足立区西保木間四丁目7番1号
20	葛飾清掃工場	葛飾区水元一丁目20番1号
21	江戸川清掃工場	江戸川区江戸川二丁目10番地
22	中防処理施設管理事務所	江東区海の森二丁目4番79号
23	清掃技術訓練センター	江東区夢の島三丁目1番1号